

外見からはわからない障がいとは？

外見からはわからない主な障がいとして「内部障がい」「発達障がい」「知的障がい」「精神障がい」などがあります。他にもさまざまな障がいがありますが、今回は、主な内部障がいを紹介します。

心臓機能障がい

全身に必要な血液を送り出すポンプの役割を果たす心臓の機能が低下している状態のことです。心臓の働きを保つペースメーカーを胸部に埋め込んでいる人もいます。

じん臓機能障がい

じん臓の働きが悪くなり、有害な老廃物や水分を排泄できなくなる状態のことです。人工透析治療のため、重いものを持っていない人や、厳しい食事制限を受けている人もいます。

呼吸器機能障がい

肺の機能が低下して、酸素と二酸化炭素の交換がうまくいかずに酸素が不足する状態のことです。体内の酸素不足を補うため、酸素ボンベを携帯して外出する人もいます。

ぼうこう・直腸機能障がい

尿を溜めるぼうこうや便を溜める直腸の機能が低下し、自力での排泄などが困難な状態のことです。排泄のコントロールが必要なため、人工の肛門・ぼうこうを使用し、周辺の皮膚や装具の洗浄ができるトイレを必要とする人もいます。

小腸機能障がい

小腸の切除や病気によって小腸の機能が低下し、消化吸収が妨げられている状態のことです。口から食べる食事だけでは栄養が不十分となるため、鼻から胃や十二指腸まで通したチューブを使って栄養を補給している人もいます。



不安や悩みは気軽に相談を！

本市には、障がいのある人やその家族からの相談を受け、助言などを行う障がい者相談員がいます。一人で悩まず気軽に相談してください。

【障がい者相談窓口】

障がい福祉サービスの利用に関する相談、権利擁護の相談、暮らしに関する相談、専門機関の紹介など

●鎮西・大浦・後藤寺の小学校区
相談支援事業所 はる ☎85-8864

●金川・伊田・田川の小学校区
相談支援センター ゆう ☎46-2678

●猪位金学園校区、弓削田・大藪の小学校区
相談支援センター ぶらす ☎88-9178

時 月曜日～金曜日 8時30分～17時
※祝日・年末年始を除く

【成年後見に関する相談】

●65歳未満の人の相談
障がい者支援係(1階⑮番窓口)
☎85-7130

●65歳以上の人の相談
高齢介護係(1階⑭番窓口)
☎85-7129



【身体障がいに関する相談】

●身体障害者相談員
藤光 若生(☎090-8836-9747)

菅 操(☎44-1055)

山本 律(☎44-2908)

関野 加織(FAX42-2000)

●聴力言語障害者相談員
西川 慧子(FAX42-2000)

●身障なんでも相談
時 毎月第4日曜日 9時30分～12時30分
場 スマイルプラザ田川

●聴力言語障害生活相談
時 毎月第2・4水曜日 13時～16時
場 スマイルプラザ田川

【知的障がいに関する相談】

●知的障害者相談員
※主に発達障がいに関する相談
牛島 実基子(☎44-0394)

本永 澄子(☎42-5989)

高齢障がい課の
FAXを通じて相談



問 高齢障がい課 障がい者支援係 ☎85-7130



障がいのある人などに関するマークってどんなもの？

障がいのある人などに配慮した施設や、それぞれの障がいについてわかりやすく表示するためのものです。今回はその一部を紹介します。



障がい者のための
国際シンボルマーク

障がいのある人が利用できる建物・施設であることを表す世界共通のマークです。国によって異なっていたマークを統一し、障がい者の物理的環境改善を目的に作られました。このマークは「すべての障がいのある人を対象」としたもので、車いすを利用する人に限定したものではありません。



ハートプラスマーク

障がいは目に見えるものだけではなくありません。心臓機能障がいなど、体の内部の障がいもあります。こうした「外見からは見えない障がい」を知らせることを目的に作られました。デザインには、体の内部を表す「ハート」に思いやりの心を「プラス」する意味が込められています。



ヘルプマーク

ヘルプマークは、障がいのある人・難病の人・妊娠初期の人など、援助や配慮が必要であることを周囲に知らせることを目的に作られました。マークの裏側には、助けてほしい内容を書くことができるよう工夫されています。このマークは、東日本大震災で障がいのある人などへの適切な支援が、災害現場では特に難しかったという経験もきっかけのひとつとなり、平成24年に東京都が作成しました。現在は全国で使われています。

他にもさまざまなマークがあります。ぜひ調べてみてください。
詳しくはこちら▶



心がけたいこと

障がいを理解する

外見からはわかりにくい障がいのある人は、理由があって電車やバスの優先席に座っているにもかかわらず「マナーを守らない人」と誤解されることがあります。このような誤解を防ぐには、多様な障がいへの理解が必要です。見えない困難を抱える人々の生活における不便さを知ること、適切な支援ができるようになります。

マナーを守る

公共施設や交通機関での喫煙や携帯電話の使用は、障がいがある人などに大きな影響を与えることがあります。また、多目的トイレは支援が必要な人のためにスペースや設備が整えられたトイレです。必要のない場合は使用を控えましょう。

障がい福祉 特集

みんながともに暮らせるまちへ

本市で暮らしている人のうち、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人は、延べ3千546人です(令和7年3月末時点)。すべての人は、個人として個性を尊重されなければなりません。本市では、障がいのある人もない人もお互いに地域で支えあい、共に学び共に生きるまちづくり(共生社会)を目指しています。今回は、障がいのある人などに配慮した「マーク」を紹介しします。